

議 事 録

1. 日 時 令和8年5月22日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 監査委員室 西庁舎4階

3. 出席委員

1 番 山崎 由紀浩	2 番 寺嶋 実	3 番 中島 繁樹
4 番 山本 建樹	5 番 立花 吉廣	6 番 藤田 哲夫
7 番 池田 賢治	8 番 竹内 博之	9 番 橋本 誠二
10 番 藤田 正子	11 番 山端 昌明	13 番 荻野 俊明
14 番 荻野 啓司		

以上 13名

4. 欠席委員

12 番 村上 和義

以上 1名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

松浦事務局長 岸本係長 山崎係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと

議案第14号 非農地証明願審議のこと

議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと

議案第16号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと

報告第13号 賃貸借解約の通知報告のこと

報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第36回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、13名の出席ですので、農業委員会に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが

7 番 池田 賢治 委員

8 番 竹内 博之 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願いします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が4件、「報告」が3件です。
はじめに「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は1件の申請がありました。
昨日の小委員会で、現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第13号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。
必要な申請書類も整っており、昨日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会での審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

― 沈 黙 ―

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

― 「異議なし」の声あり ―

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第14号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 今月は1件の証明願がありました。
昨日の小委員会で、現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第14号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農

地の集団規模が10ヘクタール以上の区域にあることから第1種農地です。

現地の状況ですが、宅地化していました。昨日の小委員会では、周囲の状況からみて、その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれないので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 昭和43年4月頃宅地化したとのことですが、市街化区域、調整区域の線引きはいつからですか。

事務局職員： 昭和46年から線引きされています。それ以前の建物です。

〇〇委員： ここの家だけ手続きをしていないのでは。

事務局職員： 既存宅地制度という制度が今はないのですが、過去にありました。
線引き以前に建っていた土地に適用されていたようです。

山本議長： 空家になって10年になるそうです。

山本議長： ほかに、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第14号 非農地証明願審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月の案件は、1件です。
本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第15号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山本議長： 次に、「議案第16号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと」を、議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 議案を朗読説明する ―

山本議長： 本案については、昨年来いろいろと実践してきたことの公表を決定するものです。これについて、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。

ご意見・ご質問等ありませんか。

― 沈 黙 ―

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本案のとおり、事務の実施状況等を公表することにご異議ありませんか。

― 「異議なし」の声あり―

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第16号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと」は、決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第13号 賃貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ― 報告資料により報告する ―

山本議長： 今月は、1件の通知がありました。

これについて、何かご質問等ありませんか。

山本議長： 永年耕作されていないとのことですが、どのくらいの期間ですか。

事務局職員： 具体的な期間は定かではありません。ここ数年の不耕作により、近隣に迷惑がかかっており、賃貸借契約を結んでいるにも関わらず、耕作をしないのであれば返還してほしいというご相談が賃貸人から以前よりありました。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 一点確認させてください。通常は両者合意解約のところ、賃借人が返還しないと意思表示したということですね。

事務局職員： 和解という形で進んでいたようです。賃貸人が申し立てされ、農事調停が進んでいたと聞いています。

〇〇委員： しかしながら、賃借人の体調が悪くなり不調になったと。

事務局職員： 賃借人の方が体調不良により出廷できず、農事調停に代わる決定です。全て市街化区域内の農地であり耕作しないなら返還してほしいと和解が進んでいたところ、賃借人が体調不良のため農事調停が終了になったようです。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 今回の解約は農事調停という形になるんですか。離作補償はなかったのですか。

事務局職員： 今回のケースの農事調停は県が窓口となります。農事調停終了後、裁判所から資料をいただいておりますが、離作補償の明記はありません。

山本議長： ほかにご意見、ご質問ございませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： この案件は昔からの残存小作ということですか。

事務局職員： 残存小作権です。

〇〇委員： それはよくあることですね。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 残存小作権で昔からということですが、小作人名義は賃借人の名義になっていたんですか。よくおじいさんとかからそのままにしているとかあるんですが。

事務局職員： 4筆のうち3筆は賃借人に小作名義が変更されています。残り1筆は当初は当事者の名義ではありましたが、名義変更した後に判決確定という経緯をたどっています。

山本議長： ほかにご意見、ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： ほかに、ご意見ご質問もないようですので、「報告第13号 賃貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に、「報告第14号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第14号」「報告第15号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第36回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後 2時33分 終了)

※小委員会 令和8年5月21日(木) 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 山崎委員

・事務局

松浦事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 池 田 賢 治

署 名 人 竹 内 博 之